

熊本県歯 国保だより

4年度 No.2 2022.12.1 発行

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-4-15
TEL : 096-343-0419 FAX : 096-343-0421

【現加入者数：令和4年11月1日現在】
組合員数：2,943人
被保険者数：4,584人

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

未就学児に係る子育て世帯への 経済的負担について

令和4年3月28日付で国より「国民健康保険組合における未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置」が発令され導入されました。

つきましては、本組合においても未就学児が加入している対象世帯へ「12,000円」を還付いたしますのでお知らせいたします。

未就学児世帯支援補助費

【対象世帯】

- ① 未就学児が歯科医師国保組合に加入している世帯
- ② 11月30日に加入している世帯

【還付方法】

※該当世帯には後日詳しい内容や還付方法を通知いたします。

未就学児とは？・・・小学校などの初等教育機関に就学する年齢（学齢）に満たない児童のこと。

※医療費窓口負担割合は2割から変更はございません。

組合規約の一部改正について

加入者の所在地として近年の交通事情の改善により、規約に定められた地区外から本県内の医療機関へ通勤することが予想されることから、規約における加入地区の範囲を拡張し、第4条を一部改正し令和4年9月22日に熊本県知事の認可がおりましたのでお知らせいたします。

区 域	
福岡県	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市、柳川市
佐賀県	鳥栖市、基山町
鹿児島県	鹿児島市、出水市、薩摩川内市、伊佐市
大分県	日田市、 <u>玖珠町</u> 、 <u>九重町</u>
宮崎県	五ヶ瀬町、 <u>高千穂町</u>

※赤字町名が追加区域

マイナンバーカードの取得について

【マイナ保険証のメリット4選】

病院窓口での受け付けがスムーズに／より良い医療が可能に
手続きなしで限度額以上の一時支払いが不要に／健康保険証としてずっと使える

また、マイナンバーカードを保持するにあたり、国民の37%が「情報流出が不安」とのアンケート調査が発表されております。デジタル庁の回答としては

マイナンバーカード自体にプライバシー性の高い情報は入っておらず、悪用も困難です。カードのICチップには、健診情報や薬剤情報、税や年金等の情報も記録されていません。もし不正に情報を読みだそうとするとICチップが壊れる仕組みです。

また、カードの利用には暗証番号による認証が必要なので、悪用は困難です。もしランダムに暗証番号を入力しようとしても、一定回数間違えるとカードがロックされる仕組みであると回答しています。

マイナポイントの付与は12月末申請分までです。政府は保険証の原則廃止も発表しております。是非申請ください。

※詳しくは同封しておりますリーフレットをご覧ください。

被保険者：4,584人／マイナンバーカード取得者数：1,298人

取得率：約28%

(令和4年11月10日現在)

保険事業の補助申請について

保健事業（健康診断、インフルエンザワクチン接種等）の補助申請は対象年度内をお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】令和4年4月1日～令和5年3月31日

【申請締切】令和5年3月31日必着

年度末は申請が多く補助給付の手続きにお時間をいただきます。

各種申請書類を県歯HP「[国保組合からのお知らせ](#)」に掲載しております。

熊本県歯科医師国保

Q すべて 地図 画像 ニュース ショッピング もっと見る ツール

約 66,800 件 (0.40 秒)

https://www.kuma8020.com/kokuho_kumiai

国保組合からのお知らせ - 一般社団法人 熊本県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について。期間：令和2年1月1日～令和4年12月31日。支給概要 ※医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応として、保健所の...

https://www.kuma8020.com/kokuho_plan31 PDF

2019年度 熊本県歯科医師国民健康保険組合事業内容

2019年度 熊本県歯科医師国民健康保険組合事業内容。所在地：〒860-0863 熊本市中央区坪井2

T日4番15号 熊本県歯科医師会館内 TEL 096-343-0419 FAX 096-343-

【提出の際の注意点】

(1) 各申請書をダウンロードしていただき、領収書と一緒にご提出ください。

※申請は事業所単位でまとめてご提出ください

(2) 領収書には必ず、**金額、氏名（受診者氏名）、〇〇ワクチン接種代として（B型肝炎ワクチン・インフルエンザ等）**と明記されている領収書の提出をお願いいたします。

※領収書の宛名は「歯科医院名」では不可です。

整骨院・整骨院のかかり方

(注) 健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります！



1、接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはどんな時？

◆骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

例) 日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたようなとき。

◆医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれを含む。)

と診断又は判断され、施術を受けたときです。(但し骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

※このような場合には保険は使えません

◆単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。

◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。

◆保険医療機関(病院、診療所、整形外科など)で同じ負傷等に対し治療中のもの。

◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷。



2、治療を受ける時の注意

◆健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように健康保険の対象にならない場合がありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)は正確にきちんと伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険が使えません。

◆療養費支給申請の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名してください。

◆同じ月内に複数の接骨院・整骨院への通院は控えるようお願いします。

◆施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。



保険料の領収書をご確認ください

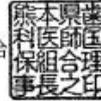
保険料領収書については、毎月、5日頃の本会定期発送便（熊歯会報等発送時）に封筒へ同封しております。加入中の甲種家族、乙種本人・家族の氏名も記載しておりますので、毎月ご確認をお願いいたします。

2022年9月27日

国民健康保険料領収証

様

熊本県歯科医師国民健康保険組合
理事長



2022年9月分の国民健康保険料につきまして、下記明細の通り領収いたしましたことをご通知申し上げます。

金額 _____ 也

甲種

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計
組合員均等割	所得割	家族数	家族均等割	異動に係る調整	組合員数	家族数	介護保険料	異動に係る調整	組合員数	家族数	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整	
円	円	人	円	円	人	人	円	円	人	人	円	円	円

乙種

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計
組合員数 0歳未満	組合員均等割	家族数	家族均等割	異動に係る調整	組合員数	家族数	介護保険料	異動に係る調整	組合員数	家族数	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整	
人	円	人	円	円	人	人	円	円	人	人	円	円	円

甲種家族氏名

--

乙種組合員・家族氏名

--

第2号被保険者氏名(介護保険)

--

※被保険者氏名については、当該月5日までの連絡異動分しか反映されておりません。
※5日以降の異動については、翌月調整欄にて調整金額を表示いたします。
※異動については、2週間以内に組合までご連絡ください。
※必ず徴収人数、金額等をご確認ください。

※毎月の保険料は当月4日必着の加入・喪失届出分しか反映されておりません。それ以降の異動については翌月調整にて相殺いたします。

自家診療について

自家診療における歯科給付等について、一部制限あり

【制限内容】

自家診療における歯冠修復については、充填並びにインレーまでを認め、補綴（義歯・義歯の修理・ブリッジ・冠・支台築造等）は、一切給付の対象とならない。

歯周疾患治療全般（ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付）、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料及び甲種組合員、甲種・後期高齢組合員家族、乙種組合員への薬剤情報提供料も給付の対象とならない。

また、同一法人内や系列の歯科医院等で受診した場合においても給付の対象とならない。

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。高額療養費に関して医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともありますが、以下のような違いがありますので、ご注意ください。

	健康保険 高額療養費	税金 医療費控除
概要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額（ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要）が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己又は自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けられる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> ○正常な出産費用 ○健康保険外の医療費 ○入院時の食事代、ベッド代 等	●診療や治療のためにかかった費用 ・高額療養費の支給額は差し引かれません。 ●出産にかかる費用 ・出産育児一時金の支給額は差し引きします。 ●入院時の食事代 等
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問合せ先	組 合	税務署

※医療費控除については、国税庁HPより抜粋。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失（退職等）された時点で、被保険者証は使用できません。

（過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。）

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。（領収書の異動に係る調整の欄参照）なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

◇ **加入** の場合の保険料は
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

◇ **喪失** の場合の保険料は
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から **14日以内** に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

『医療費通知』（令和4年5月～令和4年8月診療分）の送付

4年5月～4年8月に医療機関へ通院された方には、医療費通知（別添のハガキ）を送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』（令和4年8月分）の送付

8月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

こんな時どうするの？

歯科医療機関に就職した【14日以内】

- ・加入用紙と住民票の原本（3ヵ月以内発行・個人番号入り）を郵送。（※加入用紙は組合から送付）

歯科医療機関を退職した【14日以内】

- ・14日以内に喪失届と保険証を郵送。（※喪失届は組合から送付）

転居した【14日以内】

- ・住民票を異動した場合、住所変更届と住民票を郵送。（※申請書はHP）

氏名が変わった【14日以内】

- ・氏名変更届と保険証を郵送してください。（※申請書はHP）

家族が加入・子どもが生まれた【14日以内】

- ・住民票（全世帯）と加入用紙を郵送。（※加入用紙は組合から送付）

加入者が死亡した【14日以内】

- ・保険証と一緒に喪失届を郵送。
- ・加入者本人の場合は葬祭費あり。死亡診断書と一緒に郵送。（※必要書類は組合から送付）

子どもが就学で引っ越し場合【14日以内】

- ・第116条の届出を在学証明書と一緒に郵送。（住民票が変わらない場合は必要ありません）（※申請はHP）

保険証を持たず診察（治療）を受けた【2年以内】

- ・支払金の一部が返金される。療養費支給申請書と診療報酬明細書（原本）、領収書（写し可）を郵送。（※申請はHP）

治療のため装具を購入した【2年以内】

- ・支払金の一部が返金される。療養費支給申請書と装具装着証明書（原本）、領収書（写し可）を郵送。（※申請はHP）

治療費が高額になった【2年以内】

- ・支払金の一部を返金（所得により返金額変動）。組合に問合せ。※領収書が必要。（※組合から送付）

治療費が高額になる【該当月のみ】

- ・限度額適用認定証を発行すると窓口での負担金が軽減される。限度額適用認定申請書を郵送。（※申請書はHP）

国指定の難病と診断されたら【当該年のみ】

- ・特定疾病療養受療証を発行。（※組合から送付）

国指定の感染症になったら【2年以内】

- ・給与受給者のみ傷病手当金が支給。（※申請書・詳細はHP）

入院したら【2年以内】

- ・傷病手当金が支給。組合に問合せ。（※組合から送付）

子どもが生まれ「出産一時金」を請求【2年以内】

- ・42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関は40万8千円）。差額が出る場合、出産育児一時金支給申請書と領収書・代理契約（写し可）に関する文書を本組合に郵送。（※申請はHP）

交通事故・傷害事件で治療する場合【即日】

- ・基本的に治療費に関しては加害者が支払うケースが多いが、国保を利用する場合は組合に問合せ。（※組合から送付）

各種ワクチン接種補助【年度内】

- ・B型肝炎ワクチン接種・インフルエンザワクチン接種補助申請書と領収書を郵送。（領収書には接種者名・ワクチン名の明記が必須）（※申請はHP）

各種検診補助【年度内】

- ・PET検査・脳ドック補助申請書と領収書、結果票を郵送。（領収書には検診者名・検査名の明記必須）（※申請はHP）

健康診断補助（県歯主催のみ）【年度内】

- ・乙種組合員本人が受診した場合は申請書を郵送。
- ・甲種組合員配偶者（40歳未満）も申請書を郵送。（40歳以上の甲種組合員配偶者は不要）
- ・健診会場にて追加項目分を支払った場合に半額が補助。追加項目申請書と領収書を郵送。（※申請はHP）